00921

鳥取県公報

目　次

◇公安委員會告示
道路交通取締法第六條の規定による交通制限

◇正誤
昭和二十七年六月鳥取県條例第二十七号中訂正

公安委員会告示

公安委員會告示第四号

道路交通取締法第六條の規定により左の通り交通制限を行う。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県公安委員会

一、制限の場所

鳥取県岩美郡浦富町上町丁字路から浦富海水浴場入口に至る、県道一、二〇〇メートルの間

二、制限の種別

車馬を一方通行に制限する。

網代岩美停車場線（県道）は、岩美駅から、浦富海水浴場方面に向け進行する車馬のみとし、田後村及び海水浴場方面から岩美駅に進行する車馬は海岸線（町道）を通行する一方通行とする。

三、制限の期間

自昭和二十七年七月二十二日

至〃　八月三十一日

（毎日午前六時から午後八時までの間）

正誤

昭和二十七年六月鳥取県條例第二十七号中誤植があるので次のように訂正する。

公布年月日	誤	正
昭和二十八年六月二十八日	昭和二十七年六月二十八日	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可